

一 保証人ハ二名ナルコト

但シ當否ノ承諾スルヲタルヘキコト

一 身元保証金ハ規程ノ通り金一十圓ヲ預入スルコト

尤モ今圓ノ懸賞金又ハ都合付ク限リ此際預入トシテ不足金ハ貸金弁済スル迄ノ迄猶予スニ付貸金弁済ニ引續キ毎月當否ヲ支拂フニ付百分三宛ヲ控除シテ之ヲ振替納入スヘキコト (以下ハ)

二 場設備費貸金ニ對スル費

一 請負賃金トシテ金六千圓以内ヲ貸與スルコト (利率一日百圓ニテ三割五厘割合)

一 右擔保トシテ工場雜作工場備付ノ什器及金敷金証書ヲ提供スルコト

一 弁済方法ハ當否ヲ支拂フニ付二割五厘ノ百分三ニ相當スル額ヲ元利トシテ毎月返済スルコト

一 借主ハ一名代表者トシ當否ノ承諾スルニ名ノ保証人ヲ連署セシムルコト (以上)

謹書

御請書

拙者儀今回御取組ニ取方トシテ出入御許意被下候ニ付左記各儀ハ勿論貴店ノ定ムル御規則照テ相成リ可申候

一 身元保証金トシテ御規定ニ遵ヒ金一十圓也預入可仕ノ処此際金

圓也ヲ預入シ殘金 圓也ハ拙者ヲ毎月貴店ヲ支拂ヲ受クヘキニ付貴店

ニ付控除ノ充當相成被候

二 賃ハ時々當否相向ノ協定ニ付スルコト

三 前項ノ身元保証金ハ拙者出入期間中請負契約上ノ義務ヲ擔保可仕ハ勿

論拙者又ハ親友會員ノ貴店ニ擔保相成被候場合ハ於テハ該保証金ヲ以テテ

擔保ノ所被補被以候トモ苦情申内被候

三 身元保証金ハ之ヲ讓渡賃入申仕周被候

四 御註文向ハ其都度所指圖ニ從ヒ可申ニ仕上ケ且殘リ額ヲ添へタテ打掛會

ノ御取組ニ御入可仕候